平成２６年（フ）第７９号
岩手県北上市川岸３丁目12番５号
債務者　畠山　幸子
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第４５号
京都府綾部市上延町沢９番地の１　ルピナス102号
債務者　義村　英樹
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月11日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第６０号
北海道滝川市東町２丁目２番32号　松栄荘６号室
債務者　吉本　論史
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別303番地の５
債務者　小田　隆光
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２６年（フ）第３００号
岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第９地割30番地３、旧住所岩手県紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第８地割136番地１　メルベーユＤ102号
債務者　吉田　喜史
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第６１号
岩手県奥州市前沢区字三日町新裏62番地２
雇用促進住宅前沢南宿舎１号棟301号室、旧住所岩手県奥州市前沢区字合ノ沢99番地17
債務者　菊地久美子
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第３１１号
愛知県犬山市字若宮14番地５
債務者　杉本　潮美
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第３１８号
愛知県一宮市大和町妙興寺字於保越１番地
サンアヴェイル森Ａ－201号
債務者　野々垣　愛
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第３７号
香川県三豊市詫間町詫間675番地34
債務者　福岡　浩二
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（フ）第５７号
福岡県大牟田市大字手鎌140番地１　ミレニアムハイツ103号
債務者　野田　亜希（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第４５９６号
大阪市西淀川区姫里１丁目15番16―601号
債務者　髙木　靖治
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６１８号
大阪市港区港晴４丁目15番９号
債務者　藤原　　司
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７４９号
大阪府枚方市津田西町３丁目６番11号
債務者　新井　良幸
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８９１号
大阪市東成区中本５丁目１番４号
債務者　山﨑　義一
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９１１号
大阪府豊中市小曽根１丁目10番43―405号
債務者　篠原舞夕子（旧姓清村）
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９２０号
大阪市浪速区敷津西２丁目１番８―903号
債務者　岡本　　愛
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９４６号
大阪市港区南市岡２丁目12番27号
債務者　土林まなみ
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部